

令和3年1月15日  
建築局市街地建築課

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた窓口体制について (敷地等と道路との関係の許可・認定の事前相談)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当面の間、建築基準法第43条第2項の許可及び認定（敷地等と道路との関係の許可・認定）の 事前相談の手続き について、郵送での受付を行います。

なお、許可・認定の申請については、申請当日に手数料支払機で手数料をお支払いいただくため、郵送での受付は行いません のでご注意ください。

### 1 郵送の場合の留意点

- (1) 送料は相談者様のご負担ください。
- (2) あらかじめ担当まで電話連絡 のうえ、レターパックでご送付ください。  
(電話連絡先：市街地建築課 建築許認可担当 045-671-4510)  
※受領のご連絡は行いません。
- (3) 送付する書類に不足がないか必ずご確認ください。  
必要書類がそろっていない場合、ご相談を進めることはできません。また、追加資料を依頼する場合があります。
- (4) 電話番号、メールアドレスが記載された名刺等を同封ください。
- (5) 資料をお送りいただいた後、電話で状況等を確認させていただきますが、お電話等で判断ができない場合、窓口にお越しいただくことをお願いすることがあります。
- (6) 窓口で直接ご相談いただくより状況把握等に時間を要するため、回答にお時間をいただく ことをご了承ください。(通常2～3週間+2週間程度)

### 2 送付先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 25階  
横浜市建築局 市街地建築課 建築許認可担当宛て

### 3 添付資料

建築基準法第43条許可・認定事前相談票

建築基準法第43条許可・認定事前相談票

提出日： 年 月 日

申請者	住所				
	氏名				
		電話番号 - -			
代理者	住所				
	会社名	担当者氏名			
		電話番号 - -			
敷地の位置	横浜市 区				
区域区分	市街化区域・市街化調整区域	防火の指定	防火地域・準防火地域・無指定		
用途地域	一低・二低・一中高・二中高・一住・二住・準住		容積率	%	
	近商・商業・準工・工業・工専		建蔽率	%	
敷地面積	m <sup>2</sup> (≥100m <sup>2</sup> ) (分割：有・無) (路地状部分：有・無)				
建築物の概要	主要用途	延床面積	構造	階数	
	申請部分	m <sup>2</sup>	造	地上 / 地下	
相談理由	<input type="checkbox"/> 確認申請のため <input type="checkbox"/> 物件調査のため <input type="checkbox"/> 横浜市木造住宅耐震改修促進事業のため <input type="checkbox"/> その他 ( )				
備考			※ 受付欄		
				道路台帳	P
				担当者	

- ・ 次の資料を添付して1部提出してください。
  - 案内図<sup>\*1</sup>
  - 周辺現況図 (現状の道の幅員を明記してください。また、認定の申請をしようとする場合は、法の道路から敷地に至るまでの詳細が分かるものとしてください。)
  - 公図<sup>\*1</sup>・登記事項証明書<sup>\*2</sup> (登記事項要約書に代えることができます)
  - 建築計画概要書
  - 現場の写真

- ・ 公道に関連する場合には上記資料に次の資料を追加してください。
  - 認定路線図・道路台帳区域線図・平面図 (よこはま建築情報センター)
  - 道水路等境界明示図・復元図 (各土木事務所に備えてあります)
    - ※1 案内図及び公図に相談の対象となっている道及び敷地の位置を朱書きで明示してください。
    - ※2 相談の対象となっている道及びその道に接する土地に関する関係権利者すべてのものが必要です。道に接する土地に建築物がある場合にはその関係権利者についても同様です。コピーやオンライン請求によるものでも構いません。詳細は市街地建築課にご相談ください。

判定には通常約2週間かかります。結果については電話で回答します。また、相談内容に関して来庁される場合は、担当者が在室しているかを電話(045-671-4510)で確認の上、お越しく下さい。